

いじめ自殺事件判例における生徒指導についての考察(2)

——いわき市立中学校いじめ自殺事件判例を通して——

加藤 一 佳

目 次

- 1 前考察の要約
 - 2 求められた「在るべき生徒指導」
 - 3 学校が認識した問題行動と対応措置の概要
 - 4 学校の二郎の問題行動に対する指導といじめ認識及び二郎の性格についての認識
 - 5 いじめに対する社会認識と行政措置及び学校の指導組織と活動内容
 - 6 学校のいじめ実態への洞察と生徒指導の在り方
 - 6-1 学校の注意義務についての一般論と生徒指導の実態との照合
 - 6-2 二郎の教室荒らしに対する香野教諭の対処過失と取るべき対処
 - 7 生徒指導の技術向上と教員の資質向上
- おわりに

はじめに

1. 前回の要約⁽⁰⁾

- (1)昭和61年度のいじめに起因する事件件数が、ピークであった前年度の約3分の1に激減し、以降の減少傾向に基づいて、行政の「いじめ」認識は、鎮静化にあるとしたが、平成6年度において再び発生件数が増加に転じたので、行政の措置は、その根絶を目標に全教職員の一致協力体制の確立を強調し、さらに、平成7年3月には「いじめ緊急会議」の「弱い者をいじめることは人間として絶対に許されない」との基本的認識に立った対応方策の提言を通達した。
- (2)いわき市立中学校生徒の、昭和60年9月25日に起きたいじめ自殺事件に対する、平成2年12月26日の判決の特徴は、①学校の安全注意義務は親権者の保護監督義務と同等のものと考えべきこと、②自殺の予見可能性はいじめが悪質重大であるとの認識があれば充分で、必ずしも予見可能性を要しないとしたことによって、自殺が学校の過失を原因と認めた初めての判決であった。
- (3)学校のいじめを認定できなかったとする主張に対して、判例は、いじめについて多くの行政通達や指導資料が供されていたので、認識しうる立場にあったと判断した。さらに、学校の対処が、実効ある抜本的な解決を図ろうとする姿勢ではなっかことや学校全体の指導体制が機能しなかったことにより、生徒指導の不作为として学校の過失と判断した。
- (4)学校の安全監督義務が、親権者の監督義務と同等のものであっても、学校内指導の限

界を越えるときは司法機関の措置に加害生徒を委ねることも必要であるとした。

(5)いじめ問題の要因・背景として、有名校への進学者数が社会的な学校評価であれば、教科学習指導に重点がおかれ、教科外の生徒指導が疎かになりがちなることは十分に想像される。しかも、いじめは子供の集団生活上の病理であり、社会的要因の病理であるとするなら、今日どの学校でも起こりうる問題である。そうであるならば、いじめ問題は学校生活に内在することを前提にした通常の生徒指導課題として対応する職務義務となる。

前回に続いて、学校の注意義務過失とされたいじめ自殺事件判例に示された生徒指導を通して、前回と重複する部分もあるが、在るべき指導の態度や方法についてさらに考察を進めたい。

2. 求められた「在るべき生徒指導」

本件判例において指摘された生徒指導の様々な不徹底さは、生徒指導の万全を期して詳細化・多岐化した指導事項を追加して、管理的指導の徹底化を推進することになろう。

本判決を「「いじめで自殺」学校に責任」の見出しで第一面に報じた新聞の他面に、「この判決で、学校はますます管理を強化しなければならなくなり、学校は生徒にとって息苦しくなる」とのコメントがある⁽¹⁾が、生徒指導の管理主義的性格が強まることへの危惧については前考察で触れたが、今回の考察においてもこの危惧を否定できない感を強くした。

福島県教組いわき支部は、生徒指導の手簿の理由の一つに教師の多忙さを上げ、それは子ども達の問題に対応する為ではなく、「会議・行事・研修・諸帳簿の整備」のためである、とする。⁽²⁾

また、「自分自身の在職中、管理主義や競争原理に立つ教育を否定しながら、現実には生徒を競争に追いやり、管理の手で抑圧してきたろう⁽³⁾」と述べている。猪原喜久氏は、本事件判決後、事件総括についての市教委通達が、「どの中学校においても論議されていない」のが実状として、「進学生徒の推薦入学事務、志望校決定のための三者懇談の資料作り、来年度教育課程編成作業、どんなに忙しくてもやむことのない部活動と、てんやわんや」な状態の多忙さが、年間を通うして慢性化していることを上げる。⁽³⁾しかし、それに対して、教師に「ゆとり」があれば、いじめはなくなるのかという疑問も呈される。⁽⁴⁾

東京都立教育研究所編集の「いじめ問題」研究報告書において、本事件で提起された問題点は、すべての学校や教育委員会にとっても共通する課題であるとして4項目上げ、その一つは、問題行動の言い訳についての事実確認の怠りや、動機説明の矛盾を追求しなかった教師の問題解決技術や対応能力の不足について「教師の力量形成」を課題とするものである。⁽⁵⁾

しかし、そのような生徒指導技術とともに、本判例の中で求められた、生徒と心を触れ合う全人格的生徒指導は、単にいわばマニュアル的な指導の在り方ではなく、教師資質までも含めた教師観にもとづく、指導の在り方が問われたものである。「生徒指導の手引」において、生徒指導には、指導技術も必要であるが、「単に公式を機械的に適用する形だけ」であってはならず、生徒との信頼関係は教師の「小手先の技術によって達成されるものではなく教師の人格全体を上げて、はじめて達成される⁽⁶⁾」と単なる技術以上の指導原理を含むものとする。

3. 学校が認識した問題行動と対応措置の概要

学校が認識した二郎の問題行動について、教員の指導に視点を合わせて学年別、時系列に以下に整理する。⁽⁷⁾判例では一年時におけるいじめについての指導はないので二年時からになる。

(1) 二年時（昭和59年～同60年）⁽⁶⁾

- ① 5月21日 5月18日の春男からの借金と利息の返還強要と暴力を怖れて、二郎が学校を抜け出し遠出して警察に保護されたことについて、
 斉藤教諭 二郎に 春男に指導するから心配しないよう説諭。
 春男に 友達同士の金銭の貸借はしないよう注意。
 ハナに 金銭貸借しないように家庭でも十分気をつけてもらうよう話した。
- ② 5月28日 二郎は春男らに殴られたので学校を抜け出し、斉藤教諭に連れ戻される。
 斉藤教諭 春男らに 二郎と仲良くさせ、冗談でも暴力を振るうことは許されないと指導し、絶対しないよう約束させた。
 ハナに 二郎の学校抜け出しの事実を連絡し、加害者が反省しているので許して欲しい旨告げた。
- ③ 5月31日 二郎は29日下校後自宅に帰らず外泊。
 斉藤教諭ら 二郎に 安易に外泊しないよう注意。
 ハナに 外泊を絶対させないよう注意
- ④ 8月31日 前日、二郎らは春男の金銭の強要と暴力を恐れ、登校直後に学校を抜け出し夕方斉藤教諭に発見された。
 斉藤教諭 二郎に 暴力を受けたり金銭強要をされたらすぐ打ち明けるよう指導。
 斉藤教諭や校長ら 春男に 反省の気持が薄い、道を正すよう注意。
 春男の母親に 家庭での指導が困難として児童相談所等での相談を勧めた。
- ⑤ 10月6日 二郎らから春男の金銭強要と途中待ち伏せの訴えがあったので、斉藤教諭は家まで送り届け、春男らの待ち伏せを目撃した。
 斉藤教諭 二郎に 打ち明けたことをほめ、今後も言うよう指導。
 春男に 二郎への金銭強要をやめていない嘘を注意し、今後暴力や脅しをしないよう注意し、約束したにもかかわらず、
- ⑥ 同月9日 上記の指導後も春男は二郎から金銭を強要して取ったので、
 斉藤教諭 二郎に 同じことを何回も繰り返すのは二郎自身にも悪いところがあるので十分注意するよう指導。
 春男に 金銭強要は大変悪い、二郎の立場に立って考えるよう指導。
 春男の母親に 脅しの事実を告げ、家庭での指導を促した。
- ⑦ 同月26日 二郎の給食費、諸会費が四ヶ月分滞納したので、
 斉藤教諭 二郎に 必ず家の人にもらってくるように指導し、
 ハナに 連絡したところ二郎の使い込みが判明した。翌27日 斉藤教諭とハナは学校への納入金はハナが直接持参することを申し合わせた。
- ⑧ 2月頃 二郎の早退が多くなっているので、
 斉藤教諭 二郎に 春男の脅迫、金銭強要の有無を尋ねたが否定したので、どんな小さ

なことでも先生に話せる生徒になってほしいと指導。

春男に 最近金銭強要をしていないか尋ねたが否定したので、心を引き締め
て生活するよう指導。

- ⑨同月12日 二郎の兄の一郎が学校を訪れ斉藤教諭と面談し、学校生活における二郎と春男との関係を尋ね、学校と家庭の連絡を確認した。
- ⑩同月23日 春男、二郎らはバイクを盗もうとして警察に補導され、
斉藤教諭 右3名に 今後このようなことをしないよう指導。

(2) 三年時(昭和60年)⁽⁹⁾

- ①4月8日 春男は同月5、6日の二回にわたり二郎に対し金銭を強要した。
香野教諭と大河原教諭 二郎に 理由もない金を出す必要はない。春男には指導しておくから心配するなどと話す。
香野教諭 春男に 事情聴取し、友達から借金しないようにと指導。
春男の母親に 春男の弁解を伝え、金銭関係の大切さを教えて欲しい旨要請。
- ②同月14日 前日、二郎は同学年の大内に殴打されたため、登校直後に無断で早退した。
香野、大河原教諭 大内に 弱い者いじめをしないように指導。
二郎に 無断で早退せず、何かあったら担任に相談するよう指導
- ③同月16日 春男と二郎は金銭の貸借に関して言い争った。
大河原教諭 クラス生徒全員に 金銭貸借は絶対しないように注意。
春男に 金銭貸借を絶対しないように注意。
- ④同月17日 春男は他の生徒の前で二郎の顔にマジックで悪戯書きをしたので、
大河原教諭 春男に 弱い者いじめは絶対しないように指導。
二郎に 勇気をもって拒否するよう指導。
- ⑤同月23日 大河原教諭は二郎宅を家庭訪問し、ハナから二郎がいじめられないよう気をつけて欲しいと言われ、
大河原教諭 ハナに 二郎がいじめを受けていることについて調査して指導する旨話した。
- ⑥5月11日頃 二郎は春男から他の生徒から集金するように命じられたことを大河原教諭に打ち明け、
大河原教諭 二郎に 春男を指導しておくから集金しないように指導。
春男に かわいそうだ、すまないことをしたと思わないかと説諭した。
- ⑦同月23日 二郎と菅野は同学年の岡田に金を要求したが、虚偽の口実であることがばれ、岡田に殴打され、
大河原教諭 二郎と菅野に 他人をだまして集金することを二度としてはいけない旨指導。
岡田に 人を殴打してはいけない旨指導。
- ⑧同月15日 二郎は登校後、嘘の口実で外出し夕方戻った。
大河原教諭 二郎に 外出の理由を尋ねたが話さなかったので反省を求めた。
- ⑨同月25日頃 前日、二郎は春男の集金命令ができないので春男の暴力を恐れ、虚偽の口実で学校を早退した。
大河原教諭 二郎に 早退の原因を聞き出し、勇気をもって先生に話すように指導。

ハナに 事実を知らせた。

春男及び母親に 金銭強要の事実を告げ、今度やったら施設に送ると、やや強い調子で注意。

- ⑩ 6月18日 前日、二郎は気分が悪いから学校を休むと伝えて、遊んでいたの、大河原教諭 二郎に 欠席を反省するよう指導。
- ⑪ 7月10日 春男は、二郎の背中に水酸化ナトリウム水溶液を流し込み火傷を負わせた。香野、大河原教諭 事情聴取すると、二郎はぶつかってかかったと言いきり、春男は二郎がかけてもよいと弁解した。
- 春男に たとえ了解があっても薬物なので慎重に扱うように注意したが、反省の態度は見られなかった。
- 二郎に 事実を隠したり嘘をついてはいけなく強く指導した。
- 大河原教諭 二郎宅に 事件を報告し謝った。
- ⑫ 9月5日 二郎は、気分が悪いと言って学校を早退して友達と喫煙しているところを、教頭と稲村教諭に補導された。
- 教頭ら 二郎に 嘘をついて早退した理由を聞いたが、無言であった。二度とやらないうように約束させた。
- ⑬ 同月18日 前日、二郎は学校を無断で早退して友人の家で遊んだ。
- 大河原教諭 二郎に 早退の理由を聞いたが無言であったので、無責任な行動をとってはいけなく指導説諭した。
- (3) 9月21日 二郎は、二年生の教室で現金を物色中、香野教諭に見つかった。⁽¹⁰⁾
- 香野教諭 二郎から、この窃盗及び同月19日も盗みをした動機は、春男からの金銭強要と暴行によることを聞き出した。
- 香野教諭 大河原教諭に 19日の盗みについて被害者に被害額を確認したうえ、二郎の窃盗の件を報告したが、窃盗の動機が春男の金銭強要によるものであったことは大河原ら他の教師には告げなかった。
- 二郎に 春男をよく指導しておくから心配するなど論じ、大河原教諭とともに二度と盗みをしないよう説諭したが、動機には言及しなかった。
- 春男に 二郎に金銭強要した理由を尋ね、冗談と弁解され今後絶対にしないよう指導して帰した。
- 大河原教諭 二郎を 説諭し、二郎の自宅に連絡する旨告げたが、動機には言及しなかった。
- 草野校長 二郎に 今後やらないよう説諭したが、動機には言及しなかった。

4. 学校の二郎の問題行動に対する指導といじめ認識及び二郎の性格についての認識

(1) 二年時の5月、警察の保護によって、二郎が学校を抜け出した理由は春男の金銭強要と暴力であったことを学校は知ったが、この原因は春男の二郎に対するいじめであるとは学校は認識していない。判例では、既に一年時において二郎と春男との間には、支配・被支配のいじめ関係が形成されていたと判断するが、学校はそのことを把握していない。

この事件以後も、学校は二郎と春男は仲よしグループであるとみていた。二年の4月に、

二郎が春男から借りた金を約束期日までに返済しなかったことを契機に、支配の立場を確固とした春男は二郎に対して加害行為を過酷化して行く。

学校が認識した範囲内で、二郎の問題行動の種類と月別件数を見ると、学校抜け出しが3件。そのうち5月に2件、8月末に1件。無断外泊が5月に1回。そして、10月に4ヶ月分の給食費等の使い込み露呈。翌年2月にバイク盗難未遂で警察に補導される。

二郎の問題行動を学校が認識したのは、学校抜け出しや本人の申告などで直接認識が5件、バイク盗難未遂など警察からの連絡によるものが2件。ハナとの連絡によって分かったもの2件。

学校抜け出しにはじまった二郎の二年時の問題行動は、無断外泊や給食費等の使い込み、さらにバイク盗難未遂に至った過程は、二郎の問題行動の深刻化の過程であり、春男の加害行為の過酷化の過程である。

(2) 三年時の、9月21日までの二郎の問題行動についての学校の認識は、12回に上る。学校側の認識の仕方は、教師の目前で起こったり、生徒の通報で現場に駆けつけたり、校外指導での現場目撃が3回、祖母のハナからの報知や注意要請が2回、残りの認識の仕方は、明確に記述されていない場合でも、二郎の不審な様子に対する学校側の問いただしによるとして7回になる。(4月23日は二郎の問題行動ではない。)

問題行動の認識件数を月別でみると、4月に4件、5月に4件、7月1件、9月3件である。4月5月9月に集中しており、何もなかったのは6月だけである。これらの問題行動の関係者の有無と件数は、春男以外の生徒に関わる問題は3件で、直接に春男と関わる問題行動は6件。間接に春男と関わっているか、理由を言わない単独の問題行動は、4件ある。

4月5、6日の2回にわたり、春男からズボン購入金5千円を強要されたことを二郎が新しい担任に申し出て学校側は知る。三年の担任は4月に他校から転任してきた教諭であったことは、二郎が出直しのチャンスと考えたであろうことは想像できる。しかし、4月16日の春男と二郎の言い争いの原因が金銭の貸借であったことは、新しい担任教諭のもとで二郎が立ち直ろうとしている気配を感じた春男が、自分の支配を二郎に確認させようとするものではなかったか。

4月17日春男は他の生徒のいる教室で二郎の顔にマジックでいたずら書きをしたように、新しい担任教諭のもとで、とくに4月の一ヶ月間は二郎に暴行と金銭強要を執拗に公然と行うようになった。

4月における二郎の4件の問題行動のうち1件は、春男ではなく同学年の他の生徒からの暴力が原因で登校後無断早退したことを、同月14日のハナからの手紙で学校は知った。春男以外の生徒の暴行は二郎の学校での存在場所がそれだけ狭められたことを意味し、二郎の無断早退はそのような学校生活の状況からの一時的にせよ逃避であったと想像できる。

同月23日家庭訪問の際、二郎をいじめから保護するようハナから要請され、新しい担任教師は二郎のいじめ被害の実態調査を約束した。

二郎は春男に他の生徒からの集金命令を受けたことを担任教諭に打ち明けたが、春男の加害行動が止むことはなく却って過酷になり、5月6日の二郎は、虚偽理由による早退や欠席の問題行動を繰り返す。また、春男の名をかたった虚偽の集金行為がバレて同級生から暴行を受けるなど、二郎の問題行動が4月よりさらに深刻化したのは、教師に打ち明けても春男の加害行為から解放されるところか、以前よりも酷い暴力を受けるという絶望か

らの自棄的行為ではなかったか。加えて、夏休み前の7月、理科教室の清掃中に他の生徒の面前で、春男は二郎の背中に水酸化ナトリウム水溶液を流し込み火傷を負わせるところまで、春男のいじめの過酷さが公然化したのであった。

夏休み明け早々の9月5日、二郎が気分が悪いという理由で学校を早退して友達と喫煙しているところを教頭と稲村教諭が補導し、虚偽の理由で早退した理由を尋ねたが無言であった。同月18日にも、前日に二郎が学校を無断で早退した理由を担当の大河原教諭が聞いたがやはり無言であった。

以上が三年時における9月21日までの、学校が認識した範囲での二郎の問題行動であるが、担任教諭や生徒指導主事は4月5月頃までは問題行動の理由の申告を受けたり、聞き出すことができた。しかし、それ以後は、二郎は問題行動の理由について無言となり、水酸化ナトリウム事件についての虚偽証言のように、二郎を保護しなかった学校に対して全く信頼を失った態度であった。

(3) 9月21日、生徒会選挙演説会のため全校生徒が講堂に集合している間、無人の教室を警戒巡回していた生徒指導主事が、生徒の出払った教室で物色中の二郎を見つけた。同教諭は二郎から窃盗の事実と19日にも教室荒らしをしたこと及び春男の金銭強要と暴力が動機であること、また春男と他の生徒から使い走りを命ぜられていることを聞き出したが、二郎が告白した窃盗の動機を他の教諭には申告しなかった。

(4) 以上によって、学校は二郎の問題行動について真剣に指導し、家族と相談したにも拘わらず、重大ないじめの申告はなくいじめの実態の把握はできなかったと述べる。

二郎が問題行動を起した都度、担任教諭による注意や励みだけでなく、多くの教師が指導し、二郎の訴えには二郎の性格を考慮して十分に耳を傾け真剣に受けとめて指導した。しかし、二年時での学校の対応は、齊藤教諭の単独指導が7回、齊藤教諭と校長らの合同指導が1回であった。また、三年時での指導は、大河原教諭の単独指導は9回、他の教諭との合同指導が4回、大河原教諭以外の教諭の指導が1回であった。

また、深刻ないじめを受けていることを本人から正確に具体的な申し出はなかったし、また、いじめの実態の把握に努めていたが、いじめの様子は見受けられず、むしろ仲良しグループである様相を呈していたので、学校は二郎に対する春男のいじめを認識できなかったとする。

さらに、二郎の家族とは、担任が家庭訪問の際や三者懇談会等で、また、兄一郎の学校訪問によって、二郎の問題点や指導の仕方について話し合うなどしており、春男の問題行動についても、決して放置せず、根気強く指導するなど有効適切な対応をしてきたと述べる。

以上から、昭和60年9月21日までの時点では、二郎の自殺を予期させるような緊迫した具体的状況は存在せず、同日午後から自殺に至るまでの間、二郎の行動は学校教育の範囲外にあったので、学校が二郎の自殺予見し、防止する保護監督義務の履行は不可能であったと主張する。⁽¹¹⁾

(5) 学校は、「二郎の一年生時の欠席日数は4日（いずれも理由は風邪）、二年生時の欠席日数は17日（うち風邪5日、けが7日、その他5日（うち登校直後の学校抜け出し2日））、遅刻1回、早退6回であり、三年生時は、自殺までの半年間に欠席5日（うち2日は自殺直前の家出によるもの）、遅刻1回、早退5回であった」ことを挙げて、二郎の欠席が二年時よりも三年時の方が少ないことは、二郎の学校生活には苦痛の要因はなかった証拠とし、

学校に注意義務の過失はなかったと主張する。⁽¹²⁾もし、二郎の学校生活に重大な障害があれば、登校拒否を起こすことが自然な行為と考える学校の通常の考えを示した。

また、二郎の性格については、非常に温和で素直であるが、誘われれば断ることができず、金銭浪費の悪い習慣から「家庭からの金銭持ち出し、教室荒らし、先輩の名を使っての金集め等、自分の欲望を満たすための行為に及ぶことや暴力、金銭貸借、無断外泊、万引き、授業の抜け出し、喫煙、嘘についての外出等」かなりの問題行動を起こし、また、草の葉などを噛んでいるような奇行もあると学校は認識していた。⁽¹³⁾

5. いじめについての社会的認識と行政措置および学校の指導組織と活動内容

(1) 判例は、いじめ問題が顕著な社会問題となっており、新聞、雑誌等で報道され全国的に関心を高めた事例として、昭和60年4月19日と同年9月22日に掲載された実態調査内容の紹介記事⁽¹⁴⁾を挙げ、いじめの表面化が一部である原因は、仕返しの怖れであることを指摘した。また、昭和60年3月1日発行の書籍の記述によって、生徒の自殺と学校生活との関連を推察し、教師の日頃の注意により自殺を防ぐことも可能であり、被害生徒の心理を考慮して指導する工夫の必要を指摘した。⁽¹⁵⁾

いわき市教育界においても、同時期いじめ問題に関心が持たれ、教育委員会から市内の中学校にいじめの実態調査と問題解決の指導指示が次のように度々出されていたことを挙げる。

昭和60年2月には、同委員会が市内の全中学校を対象に「いじめの実態について」と題するアンケートを実施し、同年6月27日にいわき市教育長から市内の全中学校にあてて「いじめに対する実態把握と指導対策」、同7月15日に「児童生徒のいじめ問題に関する指導の充実」の各文書が通知され、いずれも小川中にも届いていたことを指摘し、同月12日付けの福島県教育長名の「いじめについて」の文書も発せられているなど、いじめに対する行政措置が行われていたことを指摘する。⁽¹⁶⁾

(2) 学校では、次のように全校的生徒指導体制を組織していた。小川中の生徒指導体制は段階的に、クラスの生徒指導は学級担任、学年全体の生徒指導は学年主任、学校全体の生徒指導には生徒指導主事が担当。学内全体機関として、校長、教頭、生徒指導主事、各学年主任、教務主任から構成される生徒指導委員会があり、企画委員会や職員研修会でも生徒指導の問題が扱われ、また、随時開催の職員打ち合わせでも生徒指導上の指示伝達がなされていた。⁽¹⁷⁾

さらに、校長は、「生徒指導は、全職員同一歩調で実践すること」を強調しており、各種会合や打ち合わせでは、「問題傾向を持つ生徒に対し、指導を充実するべきこと、家庭との連携を深めるべきこと」⁽¹⁷⁾を話していた。

しかし、学校が二郎の問題行動を認識した期間における次の学内会合の活動内容を見ると二郎の問題行動が議題にはなっていないことが分かる。

昭和59年11月21日 企画委員会 いじめの問題は各クラスや学年での指導が大切

昭和60年5月2日 生徒指導委員会 いじめやいたずらの傾向がないか注意すべき旨
指摘

同年6月13日 同委員会 教育委員会配布のいじめに関する印刷物について説明

同月14日 職員研修会 いじめに関することが取り上げられた

7月16日 「いじめに対する実態把握と指導対策」の文書通知が教師らにプ

リント配布された

8月27日 「児童生徒のいじめ問題に関する指導の充実」の文書通知が教師らに配布

以上によって、当時の小川中の教師は全国的な社会的関心と同様にいじめについての問題意識を持ち認識し得る状況にあったことを判例は指摘した。⁽¹⁸⁾

しかし、生徒指導の体制が組織され運営が決められ、各会合も活動していたが、昭和60年2月に実施されたいわき市教育委員会のアンケートに対して、小川中は「『いじめ』と思われるような行動は一件あったが、現在は指導解決しているので当該事例がない」と回答した⁽¹⁹⁾結果、それ以後の小川中にはいじめ問題は存在しない建て前の下で、二郎が受けたいじめについては封鎖状態になって、全校的に取り組むことはなかったのである。

(3) 二郎と春男の間は仲良し関係であって、いじめ関係ではないと主張する学校に対して、判例は、春男の加害行為は、社会問題化している悪質ないじめそのものであると認定した。また、二郎の自殺の原因は春男のいじめであると直感した同級生たちの証言や、「いじめや子どもの自殺に関する専門的な文献」の記述を採用して、逃げ場のない状況で、人格的人間的存在が否定されるようないじめを受け続けたことが二郎の自殺の原因であると判断し⁽²⁰⁾、因果関係を否定する学校の主張は、いじめ実態についての十分な認識と洞察を欠いたものとした。⁽²¹⁾

6. 一般論としての指導指針と指導実態との照合

6-1 学校の注意義務についての一般論としての生徒指導指針と実態との照合

以上の判断の上で、判例は次のように、学校の注意義務を一般論として展開する⁽²²⁾が、これは、いわば指針としての生徒指導の態度や方法を示しことになるから、学校が主張する生徒指導や態度及び実態をこれと照合してその適否を判断することになる。

学校の注意義務についての一般論の展開は、(1)学校の安全保持義務は親権者の保護監督義務と同等と判断した上で、(2)生徒間の衝突を常時管理監督することは不可能とする学校の主張に理解を示すが、同時に、生徒の行動を警戒し、生徒に重大な危害が及ぶことが予想されるときには適切な措置を講じるべきとする。それらを踏まえて、学校の安全保持義務としての対処は、まず、(3)いじめの事態を正確に把握し、(4)深刻ないじめの実態が解明されたとき、実効ある適切な対処を行う。

以下において、判例が示した注意義務の一般論を基準的指導として学校が言うところの（組織及び教師による）教育相談的手法を照合して判断することになる。

(1) 学校の監督義務は、学校及びそれに密接な範囲内で、親権者の義務に対し補充的、副次的な性格とする⁽²³⁾学校の主張に対して、判例は、「中学校が義務教育の場であって生徒は長時間、学校及びこれに近接する区域内で教師らの指導下で他の生徒とともに生活しなければならない」⁽²²⁾との理由から、生徒が学校及びこれと関連する範囲にある間は、親権者の保護監督義務と同等のものとした。

学校に過失がなかったとする主張の理由は、学校は、いじめ防止の観点から、二郎の訴えにその性格等を考慮して真剣に受けとめたが、二郎からいじめについて具体性を持った申し出はなく、また、家族からも申し出はなかったし、二郎と春男は仲良しグループの様相であったのでいじめを認識しうる状況下になかった。さらに、9月21日午後以降の二郎の行動は学校教育の手の届かない生活範囲に在ったとする。⁽²⁴⁾

しかし、判例は、学校内や登下校時に春男が二郎に対して加害行為を行い、学校の指導を無視し繰り返していたことを学校は認識していたのであるから、春男の加害行為は悪質重大ないじめであると推察でき、また家族からも事実に基づく訴えがあったのであるから、適切な対応をしなかったことは学校が安全保持義務を欠いたこととする。⁽²²⁾

(2) 判例は、学校の主張する、実情に即し教育的配慮に立った柔軟な生徒指導や、「教育相談的手法により本人の心の変容を期待しながら指導援助する方法」に理解を示し、「問題が起きた際、一々警察に届けるのは或る意味で教育の放棄であって、裏切られても根気よく指導していくのが真の学校教育の姿である。」⁽²⁵⁾ことに同意する。また、学校は、他の生徒との軋轢や衝突を通じて、社会生活への適応能力を身につけ成長していく一つの社会でもあるので、生徒間の衝突が起こらないように、常時管理監督することは適当ではなく、人数的にも不可能とする学校の主張を容認し、しかも「安全保持義務が生徒に過保護・過干渉をもたらしてはならず、かなりの程度生徒たちの自主性・自律性に委ねておくべきである。」⁽²²⁾として、管理主義ではなく、生徒の主体性尊重の生徒指導を強調する学校教育の在り方を理解する。

同時に、中学生の未熟性、行動の危険性を考慮して、「学校は、警戒心を持って生徒たちの動向に関心を払い、生徒の生命、身体、精神、財産等に重大な危害が及ぶことが現実に予想されるときには、これを放任することなく、直ちに事態に応じた適切な措置を講じて、結果の発生を未然に防止する」⁽²²⁾ように、学校が常時の警戒心を持って安全保持義務を徹底するよう要請する。

(3) 学校は春男と二郎の関係について、いじめ関係とは認識していなかったとの主張に対して、裁判官は、次の事実から、学校はいじめ関係を認識していたと判断した上で、学校は取るべき対処を述べる。

二年生時は、3.(1)および4.(1)において見たように、二郎の再三の学校抜け出し事件や、給食費の使い込み発覚によって、春男の加害行為がその原因であることが判明し、二郎は教師に事実を告げて相談したこともあった。⁽²⁶⁾また、二郎の早退の多い原因は春男のいじめと担任の斉藤教諭は感じていたことや、斉藤教諭は学校を訪れた兄一郎から二郎がいじめを受けていることについて相談を受けてもいた。

3.(2)および4.(2)において見たように、三年生時の4月から5月には、春男のいじめの事実が次々に明らかになり、担任の大河原教諭は二郎からいじめを受けていることを打ち明けられていた⁽²⁶⁾し、二郎は休み時間に職員室前から離れないでいる様子は多くの教師に目撃されていたように、いじめの存在は学校には周知の事実であった。⁽²⁷⁾

従って、重大ないじめの存在が推察されたり、訴えがあった時、適切な対処のはじめは、陰湿で表面化し難いじめについての迅速、慎重、広範囲、正確な実態把握であり、被害生徒に仕返しされないように注意して行わなければならないとする。⁽²²⁾

(4) さらに、いじめの実態解明の結果、放置できない状況にある時は、「学校は、クラス全体、学年全体、さらには学校全体の問題として取り上げ、いじめの醜い行為や被害生徒の苦悩を生徒全員に理解させるとともに、周囲の生徒たちに傍観することなく、身をもっていじめを制するか、教師に直ちに報告する勇気をもって欲しいことを訴え、他方、被害生徒に対しては、自らいじめと闘う気概を持つことの大切さを説き聞かせ、それができそうにもない生徒であれば、いじめを受けたときに教師や家人に申告することを約束させる」など教育的手段を講ずべきであるとする。⁽²²⁾

しかも、学校はいじめの事実を認識していたとする判例は、遅くとも三年生時の4、5月ころ、春男と二郎からはもちろん、他の生徒からも事情を聞いていじめ全体の把握に努め、学校教職員全体による体制を作り、他の生徒に協力を求めるなどして、実効ある方策をとるべきであった、と具体的対処方法を述べる。⁽²⁷⁾

この指導的対処に対して、学校が行った指導の実態は、二年生時では学級担任の斉藤教諭が概ね単独で、三年生時では、新任の学級担任である大河原教諭が中心となって、問題行動が判明の都度、注意指導を行ったが、生徒指導委員会で取り上げるなどの全校的規模で対応したことはほとんどなかった。また、この教育的手段の前半にある、学級内で、例えば、3.(2)③のように、友達間での金銭貸借はしないように指導はしたが、いじめを受けている二郎の苦悩を生徒全員に理解させたり、身をもって春男のいじめを制するようにと訴えたことはなかった。また、5.(2)のように、学年や学校全体の問題として取り組む体制は組織されていたが機能することはなかった。しかし、後半にある、二郎に自らいじめと闘う気概を持つことを説き聞かせたり、いじめを受けたときに教師や家人に申告することを約束させるような指導内容は、学校が実際に行った教育的指導である。しかし、判例は、学校が行った指導は、表面的な問題行動を個々に捉え、形式的に口頭で一時的な注意指導を繰り返して、春男を増長させ、悪質ないじめを継続させたのは、「問題の全体像を探り出したうえ、春男や二郎を全人格的に指導し、抜本的な解決を図ろうとする姿勢及び行動」が全くなかった結果であるとした。⁽²⁷⁾

しかし、以上の指導にも拘わらず、さらにいじめが継続する場合には、一般論としての指導では、「児童相談所や家庭裁判所への通告の明示や出席停止の措置の検討をすべきであり、それでも何らの改善もみられず、将来に憂慮される結果が予想されるときは、学校の指導の限界を越えるものとして、警察や家庭裁判所その他の司法機関の措置に、加害生徒を委ねることも必要である。」とする。⁽²²⁾

加害生徒の保護者を交えて、児童相談所や家庭裁判所への通告を明示するという指導については、3.(1)④にあるように、実際に二年時の8月31日に、春男に道を正すように注意するとともに、春男の母親に校長と担任の斉藤教諭らが、家庭での指導が困難として児童相談所等での相談を勧めたのであったが、母親は「本人によく話して聞かせるので許して欲しい」旨述べた。⁽²⁸⁾

しかし、その指導効果は長続きせず、10月6日春男から金銭を強要されていることを二郎から訴えられた斉藤教諭は、春男に金銭強要を続けているのに嘘をついた旨注意し今後しないように注意した。それでも二郎から金銭を取ったので、斉藤教諭は同月9日二郎に「同じことを繰り返すのは二郎自身にも悪いところがある」と指導し、春男の母親に脅しの事実を告げ、家庭での指導を促したところ、「注意します」と答えたのであった。⁽²⁹⁾それ以後においても改換することがないにも拘わらず、せいぜい3.(2)⑨での「今度やったら施設に送る」との言葉による注意にとどまり、出席停止や司法機関に委ねる措置までには踏み出さなかった指導の不徹底に判例は疑念を生ぜしめるのである。⁽³⁰⁾

6-2 二郎の教室荒らしに対する香野教諭の対処過失と取るべき対処

判例は、生徒指導主事の立場にある香野教諭の指導態度について、次の点に納得しがたい疑念を上げ、次に香野教諭が取った対処を不作為の過失と判断した。

- ①二郎が春男から要求された金銭を実際に春男に交付したか否かの事実確認を怠った。
- ②同月19日に窃盗した金員を春男に渡さず買い食いなどに費消した理由など、二郎の

告白の矛盾や疑問点を解明するのを怠った。

③春男に対して、19、20日の二回にわたる二郎への暴行の事実を確認しなかった。

④大河原教諭や草野校長に対して、二郎の教室荒らしの動機として告白した春男の金銭強要という重大な事実を告げなかった。

次に、香野教諭が取るべきだった対処として、「大河原教諭や草野校長に対して、二郎の申告内容や春男の弁解などをありのまま報告し、いじめ問題に対する真剣な対応策を取っておれば、二郎の自殺という最悪の事態を十分に阻止できた」と考え、さらに、このような学校の対応は、「二郎の必死の訴えを踏みにじる」ものであった⁽³¹⁾とし、学校(熊谷、草野両校長をはじめ、二階堂教頭、齊藤、大河原、香野各教諭ら)には、春男の二郎に対するいじめの対処に過失があったと判断した。⁽³²⁾

生徒指導主事という全校的な指導的職務の立場にある香野教諭の指導技術の未熟や態度の不徹底さへの疑惑だけでなく、教諭個々に対する教師資質の問い直しや学校という組織的教育態度への不信が表明されてもいるように思える。

そして、悪質かつ重大ないじめはそれ自身が必然的に被害生徒の心身に重大な被害をもたらすのであるから、春男のいじめが二郎の心身に危害を及ぼす悪質重大ないじめであるという認識があれば、二郎の自殺の予見可能性を要しない、とした。⁽³³⁾

7. 生徒指導の技術向上と教員資質の向上

本事件が起きる少し前の昭和60年4月22日に、浦和市立三室小学校「いじめ」損害賠償請求事件⁽³⁴⁾の判決があった。

判決概要は、小学校四年の女子児童が悪戯をされて廊下に転倒し、前歯二本を折る傷害を受けたことについて、学級で原告女児は集中的にいたずらを受けていた状況があり、担任教師は母親から善処を求められていたのであるから、児童による集団討論や個別面接等、また、組の男子児童に対しては軽度の暴行又は悪戯によっても生命、身体等の損傷に連なる不測の事故が起こりうることをくり返し真剣に説いて、原告に対する暴行を止めるよう嚴重に説諭すべきであったが、教諭は、いじめが深刻であることを認識せず、いじめを根絶するための抜本的な対策を取らなかったため、担任教師の義務違反と事故との間には相当因果関係があり、安全保持義務を懈怠した過失を負うとしたものである。

さらに、教諭は、「児童の一人一人の性格や素行、学級における生活の状況を日頃から綿密に観察し、行動にきめ細かな注意を払って、児童間の事故によりその生命、身体等が害されるという事態の発生を未然に防止するため、万全の措置を講ずべき義務を負う。」と教師の責任を厳しく問っている。

事故の原因に教師の義務懈怠の過失を認めたことがこの判例の特徴であったが、教師の安全保持義務の内容を示したことも特徴的である。

このように、いじめの社会問題化⁽³⁵⁾や、三室小事件判決での、いじめに対する教師の責任が厳しく問い質されている状況において、「児童生徒の問題行動に関する検討会議」が緊急の提言をした。その「いじめ問題解決のためのアピール」(昭和60年6月28日)⁽³⁶⁾は、いじめの問題に関する基本認識の中に、「いじめは深刻な問題であり、教師の在り方が深くかかわっている」ことを上げ、児童生徒の個性・特性を伸長する姿勢への転換を求め、「いじめの問題に対する教師の対応の在り方などが児童生徒や父母の不信感を招来し、問題を深刻にしている面もある」ことに留意を促す。⁽³⁶⁾また、教員の指導力向上のための研修を充

実させることが教育委員会の取り組むべき緊急ポイントの一つに上げる。緊急に学校の指導体制の整備や教師の指導方法を見直し、家庭や社会との連携を強化することなどを内容とする。

一方、日教組の緊急提言も、問題行動に直接対応する立場として、「いじめ、暴力、体罰などの問題の原因がどこにあるとも、教育の現実に責任をもって取り組まねばならないのは、教職員であり、教職員こそが問題行動を克服し、学校を中心とする教育の再生・創造のために先頭に立って努力しなければならない。」必要をあげる。⁽³⁷⁾

しかし、「当時、クラスにいじめがあるといえば、担任は指導力を問われ、学校は批判を招きかねない状況であったので、学年主任や校長が「確認」をためらうこともあり、なるべく「確認」しない方向に、一種の現場心理が働いた」ことも現実であった。⁽³⁸⁾ということは、いわき市立小川中学校での現場心理を表現し、その現実が事件を阻止できなかった状況を説明している。

いじめの問題に関する行政措置の通達経過を簡単に見ると、昭和60年6月29日付「指導の充実」から、「指導の徹底」、「問題の根絶」、「取り組みの徹底」、そして、平成8年7月26日付「総合的な取り組み」に至る。指導から取り組みへ、また、充実から徹底、根絶、そして総合的な取り組みへと至る。この「総合的な取り組み」では、「教師をはじめとして関係者の一人一人が自らの切実な問題として積極的に取り組むよう」要請して、いじめの認識の徹底、取り組みの強化を指示している。

そして、この「総合的な取り組み」のいじめの問題解決の具体的な取り組みのところで、国の取り組みとする、教員の資質・能力の向上の項目の「教員採用における留意事項」の中で、「生徒指導やカウンセリング等を円滑に実施するためには、豊かな個性や魅力ある人間性といった資質が大切であり、教員採用にあたっては、人物評価重視の考え方の徹底が必要。」と述べて、教員としての資質の重要性を強調しているが、教師の資質について具体的に述べていない。⁽³⁹⁾

昭和60年6月26日付の第一次臨教審答申は、教員の資質向上について、「教員には、児童、生徒に対する教育愛、高度の専門的知識、実践的な指導技術が不可欠である。」⁽⁴⁰⁾と述べるに止まっているが、第三部会が教員の資質向上を重要課題の一つにする問題意識は、「落ちこぼれ、いじめ、登校拒否などの教育荒廃の発生する要因は、教員の実践的指導力の欠如、問題解決能力の不足・学校等の対応の拙劣さ」であり、「教員として適格性を欠く者がそのまま放置されている」ことであるとして、改善の必要があるとする。そして、資質向上に関する主な問題点は、「ア、優秀な人材で教員になろうとする者が少ない。イ、社会性、豊かな人間性に欠ける。ウ、実践的指導力、問題解決能力に欠ける。エ、教育愛や児童・生徒理解に欠ける。オ、専門的知識・技能が不足している。カ、閉鎖的で覇気に乏しい。キ、権威主義的である。ク、適格性を欠く者がおり、それが放置されている」のであるから⁽⁴¹⁾、臨教審第三部会で検討された教員の資質向上の方策の第三次素案（昭和60年11月29日）では、「教師に望まれる資質は、徳性、知識、教育愛、使命感、指導能力等々であるが、不適格な教員を採用していれば、研修等を充実しても教員の資質向上は徒労に終わるであろう。」⁽⁴²⁾とする。従って、採用方法の改善策として、教職適性審議会の設置を検討したことについて、第三部会長の有田一寿氏は、「教師に対する社会の敬意や信頼がない原因の一つは、教育者としての燃えるような使命感がない。つまり、サラリーマン化している。一番ふさわしい人物が教育者になるのではなくて、そうでない人が相当数教育界に入っている」現状

を打開するためであると説明する。⁽⁴³⁾

深山正光氏は、このような臨教審の教員資質の考え方について、「その内容は恐ろしく抽象的であり、曖昧である」と指摘するが、彼自身は資質を考えるための視点の提示に止まって、資質について述べてはいない。⁽⁴⁴⁾

かつて、いわゆる「教育職員の人材確保」や新構想教員養成大学創設の構想を示した、自民党文教制度調査会の教育改革案の中で、(1972年7月に自民党文教制度調査会が出した「教育改革第一次試案 教員の養成、再教育並びに身分・待遇の根本的改革について」(中間報告)の中で)、教員の資質向上についての基本的な考え方として、「望ましい教師とは、何よりも人間愛一児童愛にもえる教師である。」と述べ、「教師の使命は、人間としての心を育てることにある」とした⁽⁴⁵⁾が、吉本二郎氏は、「不思議にも公的に教師の資質とは何か、明確に定められないまま、資質の向上ばかりが叫ばれている。」と述べ⁽⁴⁶⁾、理想的一般型として、「子供に対する愛情と責任を持つ人間であること」を大前提に、「子供の可能性を信じ、その個性と能力を伸ばすことが自らの使命であることに徹する」ことに適した教師の資質が必要視されると、述べる。⁽⁴⁷⁾

しかし、戸張敦雄氏は、望ましい教師像という定説はないが、東京都立教育研究所の資料による、「教育者としての自覚と責任感を有する人格の総体であり、それを支える教育愛、使命感が教師に求められる本当の能力である」とする説や、日本教育会での「教育愛、実践力、指導力、良識、心身の健康の五つの力を備えている人物」であるなどを上げ、多様な考え方があるとする。⁽⁴⁸⁾

おわりに

三室小事件判決での示された「児童一人一人の性格や素行、学級における生活状況を日頃から綿密に観察する」といった指導内容は、文部省の「生徒指導の手びき」や「生徒指導資料、学級担任の教師による生徒指導」における基本事項である。いわき市立中事件の本判例における学校の注意義務についての一般論としての生徒指導指針は、同様に「生徒指導の手びき」や「生徒指導資料」に示された内容を踏襲したものであり、臨教審や行政通知なども基本的にはこれらの内容と同じであるが、校内暴力やいじめや登校拒否などの特定の問題行動の特性に応じて対応事項が敷衍追加されていると思われる。例えば、「生徒指導の手びき」に中の、「1教育愛に貫かれていること。2強い態度も必要であること。3根気のよい努力を積み上げること。4客観的な資料を重視すること。5全教師の協力が望ましいこと。6学校以外の機関との協力体制を保つこと。」⁽⁴⁹⁾という内容は、学校における一般的な非行対策の性格を上げているのである。

学校が生徒たちの自主性・自律性に委ねると主張した生徒指導に理解を示す⁽⁵⁰⁾とともに、生徒の未熟性や行動の危険性を考慮して警戒心をもって放任することなく生徒たちの動向に関心を払い、重大な結果になることを未然に防止することを要請した⁽⁵¹⁾ことも「生徒の手びき」に示されている。

いわき市立中いじめ事件の判例を通して、いじめという問題行動の指導の実態を見て、教師の指導の在り方から望ましい教師の資質や教師像に及んでしまった。

社会問題化したいじめに対する緊急の対応策として、生徒指導の在り方が充実強化され、いじめに対する認識のポイントや指導力向上や指導体制の整備が求められたが、技術的なことで終始してしまい、また、教員資質改善の制度化の提案はあまりにも性急すぎて資質

の管理制度への警戒が煽られただけに終わってしまった。しかし、教員資質への疑念がなくなったわけではない。

例えば、足りない教師の人権意識として語った母親が「教職員組合の先生方の中にすら子供の人権問題が教育の中に位置づけられていない。子供の人権問題については、教育に法はなじまないというような風潮が依然としてある。部活の顧問が、私は体罰をやりますから方針に従わないものはやめてもらいます」と言われた言葉は⁽⁵²⁾、信頼や敬意の対象となるべき教員としての自覚や望ましい教師の資質からはほど遠い例であろう。

在るべき生徒指導として、「教師は、いじめられている子供を絶対に守り通すことに徹し、生命や身の安全の確保を最優先する。」「いじめられている子供のつらく苦しい心情を共感的に理解し、子供の心に寄り添った指導を行う。」という提言は、いじめに関する生徒指導の基本的態度であろう。⁽⁵³⁾

いわき市立中で問題生徒として二郎に対する指導の経過を見るならば、「生徒指導のあらゆる機会是个々の生徒にとって常に一生に一度きりの機会であるので、単に公式を機械的に適用するのであってはならず、個々の生徒の心と行動の動きに寄り添いながら常に清新な反応をしていくよう心構えるべきである。」⁽⁵⁴⁾という「生徒指導の手びき」に示された指針は生徒指導の核心であろう。

昭和40年5月に発行された「生徒指導の手びき」の「まえがき」において、増加傾向にある生徒の非行問題について重点的に取り上げたが、生徒指導について基本的な正しい理解をもってもらうことを意図し、生徒指導は、学校生活が有意義で充実したものになることを目標とするが、生徒が個性を伸長させ、将来自己実現が図られるよう資質、態度を育成する、人間形成の場としての学校教育のための指針となることを意図したと述べている。

この手びきに示された指針は今日においても基本的生徒指導原理であるが、いわゆる新しく生じた生徒の問題行動への対処ノー・ハウ⁽⁵⁵⁾の取得に追われているところに教育問題の根本的解決に先きの見えない不信感ともどかしさが生じているのではないだろうか。

引用文献注

- (0) いじめ自殺事件判例にみる生徒指導に関する考察—いわき市立中学校いじめ自殺事件判例を通して—明星大学研究紀要第12号平成9年3月20日 p.86～97
- (1) 平成2年12月27日毎日新聞福島版
- (2) 「二度と悲劇を繰り返さないために小川中事件で支部執行部の声明文1985年9月4日」
「いわきの教師戦後50年の歩み」福島県教職員組合いわき支部1997年6月発行 p.332
- (3) 「いわきの子」第12号(1995年4月) p.27(また、同書のp.26で井田玲子氏は、管理教育を否定しながら、管理の手を緩めることができないという自己矛盾、という授業の成立しない生徒の実態を述べてもいる。
〈いじめ裁判の事後処理に思う〉猪原喜久 いわき民報 平成3年3月16日
- (4) 〈教師にゆとりがあれば、いじめはなくなるのか〉竹林草著「子供たちの明日のために」ふくしま地域づくりの会 p.78
- (5) 平成7年度「いじめ問題」研究報告書—いじめ解決の方策を求めて—東京都立教育研究所 p.56
- (6) 生徒指導の手びき第一集 文部省 p.30
- (7) 小川中学校生徒いじめ自殺事件 判例・実例による教職員法律問題質疑応答集第6集ぎょうせい

- (8) 同上 判決の概要〈事実および理由〉第二一七
- (9) 同上 第二一八
- (10) 同上 第二一九
- (11) 同上 第二 二 三(3)~(5)
- (12) 同上 第二 二 二(しかし、判例は、二郎は家族から学校欠席を許されなかったので欠席回数が少なかったとした。第三一三)
- (13) 同上 第二 二 四(1)
- (14) ①昭和60年4月19日付朝日新聞では、一面トップで「いじめ深刻7人自殺 全国で1920人補導 昨年分警察庁が実態調査 女子が3分の1 8割が中学生」の見出しにつづいて、「事件として処理したのは531件で、補導した少年少女1920人にのぼり、7人が自殺した。一方仕返しによる殺人や同未遂も4件あった。全体の8割が中学生によるもので、補導された者の3分の1は女子。いじめが原因で下半身がまひしたり言語障害になったりした生徒もあり、きわめて深刻な内容だ。この調査の結果は「氷山の一角」としているが、文部省は、児童が自殺に至る複雑な要因などはいちがいに判断できないとしている。」と報じている。
同日付けの読売新聞では、一面トップの見出しで「いじめで1920人報道 小・中学生7人自殺」とあり、社会面トップでの見出しは「陰湿に広がるいじめ」「小中学生証言「女の先生だと多い」 現場教師分析「数字は氷山の一角」」とある。
同日付けの毎日新聞には、社会面の囲みでの見出しは「いじめ陰惨・凶悪化 中学生8割も仕返しやうさ晴らし」とある。
②昭和60年9月22日付朝日新聞では、一面トップで「いじめ 教師の3割相談放置 被害生徒4割が我慢」の見出しにつづいて、「子供は「からかい」や「はらいせ」といった単純な理由を動機に集団で弱い一人か二人をいじめはじめ、いじめられっ子の4割はだれにも相談せずじっと我慢する一方、1割は友人の手を借りて仕返しに走っていた。また、いじめを相談された教師の3割、保護者の2割は何も助言を与えず、相談に乗らないといった頼りない存在だった。」と報じている。また、22面で、識者の声として「各学校に相談制度必要」の見出しがある。
同日付け読売新聞一面トップの見出しは「いじめ原因の事件274件 教師3割が放置」。
同日付け毎日新聞社会二面で「いじめいっそう深刻 警察への相談昨年を超える 話し聞いてくれぬ教師が3分の1も」の見出しで掲載している。
- (15) 前掲 第三 二 二(一)
- (16) 同上 第三 二 二(二)
- (17) 同上 第三 二 三(一)
- (18) 同上 第三 二 三(二)
- (19) 同上 第三 二 三(三)
- (20) 同上 第三 一 三
- (21) 同上 第三 一 四
- (22) 同上 第三 二 一
- (23) 同上 第二 二 三(二)(1)
- (24) 同上 第二 二 三(二)(3)
- (25) 同上 第二 二 三(二)(2)
- (26) 同上 第三 一 二(四)
- (27) 同上 第三 二 三(四)
- (28) 同上 第二 一 七(三)
- (29) 同上 第二 一 七(四)
- (30) 参考、昭和62年度における加害生徒に対する中学校の措置状況は、「訓告」が最も多く、以

下「校内謹慎」,「自宅学習・謹慎等」,「出席停止」の順になっており,加害生徒の14.0%がこのような措置を受けている。この傾向は数年変わっていない。「児童生徒の問題行動の現状等と文部省の施策について」平成2年11月 文部省初等中等教育局中学校課 p.19

- (31) 同上 第三 二3 (五)
- (32) 同上 第三 二3 (六)
- (33) 同上 第三 二3 (七)
- (34) 学校事故・学生処分判例集4 ぎょうせい
- (35) 季刊教育法64号 p.35 大阪少年補導協会発行の「少年補導」編集部作成年表に加筆した「いじめ」問題年表によれば,1984年1月から翌年9月22日までのいじめに関する報道は42件にのぼる。
- (36) 平成8年度生徒指導上の諸問題の現状と文部省の施策について p.108, p.109
- (37) 「いじめ」問題に対する日教組の緊急提言1985年10月28日 季刊教育法62号 p.169
しかし,教員自身の指導力向上には触れず当面の課題として体罰根絶の努力,学校の管理体制の克服など7項目を上げる。このような状況の原因は「教育現場に対する統制を強化し,能力主義の教育を一般的にしてきた政策」であると批判する。
- (38) いじめの解明II-1 <いじめの定義と歴史的変遷> 豊田充著 p.10 第一法規
文部省の「いじめの問題に関する指導状況等に関する調査」において,86年度から,「学校がその事実を確認しているもの」という項目を追加した影響について,
- (39) 生徒指導上の諸問題の現状と文部省の施策について平成8年12月 p.181
- (40) 季刊教育法59号 p.97
- (41) 季刊教育法60号 p.184~5
- (42) 季刊教育法60号 p.191
- (43) 季刊教育法60号 p.13
- (44) 季刊教育法60号 p.48~9
- (45) 教師教育問題に関する資料集その1 日本教育学会教師教育に関する研究委員会1980.3 p.105
- (46) 教師の資質向上 第一法規 p.4
- (47) 同上 p.9
- (48) 季刊教育法63号 p.29~30
- (49) 生徒指導の手引1965文部省 p.179~182
- (50) 同上 p.12~15
- (51) 同上 p.34~52
- (52) 季刊教育法64号 p.26 1986年9月 <座談会体罰・いじめ問題を誰が解決するのか> 田中紀子発言
- (53) 平成7年度「いじめ問題」研究報告書 東京都情報連絡室 p.223
- (54) 「生徒指導の手びき」 p.30
- (55) 少なくとも「こころの科学」70号(1996年11月)日本評論社のp.88ではいじめに関して100冊の本があげられており,「いじめの問題から学校を変える」(平成9年4月)第一法規では,いじめ問題質疑応答が100題あげられている。その他,問題行動への対処方法についての著書がたくさん発行されている。
また,文部省編生徒指導資料には,生徒指導の充実・強化を図るために公刊していると表記されている。